

平成29年第2回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 平成29年6月14日午前9時29分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	山本明生
5番	九鬼裕見子	6番	大石哲雄
7番	畑山豊	8番	奥田誠
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 樫山裕子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	水口和洋
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	中松秀夫
総務政策課企画員	平尾好孝	総務政策課員	樫原基史
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	栗田信孝
住民生活課企画員	十河貴子	住民生活課員	木村陽子
住民生活課企画員	宮本真里	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課企画員	川口孝志	税務課長	橋本秀行

上下水道課長	三 栖 啓 功	教育委員会 総務課長	家 高 英 宏
教育委員会 生涯学習課長	新 堀 浩 士		

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 上富田町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 平成 2 8 年度上富田町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 平成 2 8 年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書 |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号） |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 4 号） |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号） |
| 日程第 8 | 報告第 8 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 報告第 9 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 0 | 報告第 1 0 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 1 | 報告第 1 1 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 2 | 報告第 1 2 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 3 | 報告第 1 3 号 | 平成 2 9 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 4 | 報告第 1 4 号 | 平成 2 9 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 5 | 報告第 1 5 号 | 平成 2 9 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 3 6 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |

- 日程第 17 議案第 37 号 上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 38 号 上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 39 号 上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 40 号 平成 29 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 41 号 町道路線の認定について
- 日程第 22 議案第 42 号 上富田町教育委員会委員の任命について
- 日程第 23 意見書第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書（案）
- 日程第 24 議員派遣の件について
- 日程第 25 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 9 時 2 9 分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまです。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 9 年第 2 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会します。

本日も上着をとっていただいて結構かと思います。当局の方も上着をとっていただいて結構です。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。が、樫木議員と畑山議員より挙手の申し出がありますので、これを許可します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 報告第 1 号～日程第 2 1 議案第 4 1 号

○議長（山本明生）

この際、日程第 1 報告第 1 号、上富田町税条例の一部を改正する条例についての件から日程第 2 1 議案第 4 1 号、町道路線の認定についての件まで 2 1 件を一括議題とします。

△日程第 1 報告第 1 号

○議長（山本明生）

日程第 1 報告第 1 号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

△日程第2 報告第2号

○議長（山本明生）

日程第2 報告第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

△日程第3 報告第3号

○議長（山本明生）

日程第3 報告第3号、平成28年度上富田町一般会計補正予算（第8号）の件についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

ページごとでいきます。

歳出38ページへいきます。38、39ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

40、41。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

42、43。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

44、45。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

46、47。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

48、49。

木本君。

○11番（木本眞次）

49ページの12番の役務費ですけれども、ここに土地鑑定手数料というのがあるんですけれども、これはどのようなところですか。その辺お願いします。

○議長（山本明生）

答弁願います。

税務課長、橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

おはようございます。

11番、木本議員さんのご質問にお答えいたします。

この土地鑑定手数料につきましては、平成30年度の評価替えに向けての入札に係る分の費用でございます。

以上でございます。

○ 1 1 番（木本眞次）

了解。

○議長（山本明生）

よろしいですか。

5 0、5 1。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

5 2、5 3。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

5 4、5 5。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

5 6、5 7。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

5 8、5 9。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

6 0、6 1。

1 1 番、木本君。

○ 1 1 番（木本眞次）

6 1 ページの 1 1 番で、給食費が減額されているんですね。これは、減額されてある
ということは、園児が少なくなったという捉え方……

○議長（山本明生）

6 1 ページ。

○ 1 1 番（木本眞次）

6 1 ページ、需用費。給食費というのがあるでしょう、4 6 9 万 8, 0 0 0 円の。園
児が少なくなったということと捉えておいたらいいのですか。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、十河君。

○住民生活課企画員（十河貴子）

1 1 番、木本議員さんのご質問にお答えいたします。

当初、給食費は240日分で計上しておりましたが、平成28年度の給食を実施した日数が220日です。その差額分を減額しております。

以上でございます。

○議長（山本明生）

よろしいですか。

○11番（木本眞次）

はい。

○議長（山本明生）

続きまして、62、63。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

63ページの15の工事請負費の中に、統合保育所建築工事請負費が161万1,000円になっているのですが、どんな工事ですか。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、十河君。

○住民生活課企画員（十河貴子）

5番、九鬼議員のご質問にお答えいたします。

統合保育所建築工事請負費についてでございますが、駐車場整備において、安全面を考慮いたしまして擁壁及びフェンスを追加したためでございます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

64、65。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

66、67。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

68、69。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

70、71。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

72、73。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

74、75。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

76、77。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

78、79。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

80、81。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

82、83。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

84、85。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

86、87。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

88、89。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

90、91。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

92、93。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

９４、９５。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

９６、９７。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

９８、９９。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

歳入へいきます。

１２、１３。

(「議長、全体でどうですか」の声あり)

○議長（山本明生）

全体で出してください。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第３号、平成２８年度上富田町一般会計補正予算（第８号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

△日程第４ 報告第４号

○議長（山本明生）

日程第４ 報告第４号、平成２８年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第４号、平成２８年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第５ 報告第５号

○議長（山本明生）

日程第５ 報告第５号、平成２８年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第5号、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 報告第6号

○議長（山本明生）

日程第6 報告第6号、平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

歳入歳出一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第6号、平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 報告第7号

○議長（山本明生）

日程第7 報告第7号、平成28年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

歳入歳出一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第7号、平成28年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 報告第8号

○議長（山本明生）

日程第8 報告第8号、平成28年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

歳入歳出一括でお願いします。

1番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

1 1 ページの財産区繰入金のところ、以前お聞きした中では、軽自動車を往診用にリースしたというお話を聞いていたと思うのですが、今その車はどのような使われ方をされていますでしょうか。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

1 番、松井議員さんのご質問にお答えいたします。

当初、往診等で使用したいということでリースをしていたのですが、往診は現在のところ10件という人数でございますので、往診以外では余り使われていない状況でございます。

以上です。

（「何て」の声あり）

○住民生活課長（原 宗男）

当初は、往診ということで車をリースしていたのですが、往診ということで使わせていただいたおりますのは、10件しか28年度はございませんでした。それ以外では、余り使われていないという状況でございます。

○議長（山本明生）

ほかに質疑ありませんか。

松井君。

○1 番（松井孝恵）

その10件ということ、これはいたし方ないと思うんです。ただ、車をずっとそこにとめて、いわゆる置いたままにしてあるということですか。誰かがほかの目的で使ったりとか、もっと有効活用したらいいように思うのですが、それはされないのですか。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

1 番、松井議員さんのご質問にお答えいたします。

病院のほうで使いたいということでリースしておりますので、今のところ、病院では往診という形で使わせていただいておりますので、それを地域の方に使ってもらうことができるのかということもございますけれども、保険等の問題で、今のところ地域の方に使われていないという状況でございます。

今後につきましては、どのように使うかということにつきましては、またちょっと考

えていきたいと考えております。今後につきましては、保険とかの関係がございますし、
そういうことで考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本明生）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第8号、平成28年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第2号）
の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 報告第9号

○議長（山本明生）

日程第9 報告第9号、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4
号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第9号、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 報告第10号

○議長（山本明生）

日程第10 報告第10号、平成28年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、木本君。

○11番（木本眞次）

奨学資金ですけれども、今年度で4人といわれたのかな、借りている人というのは。説明の中で聞いたと思うのですが、間違っていたら構わないので、訂正していただいたらいいのですが。例年に比べて少なくなっているのか、多くなっているのか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（山本明生）

生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

木本議員さんのご質問にお答え申し上げます。

今年度、28年度の貸し付けの件数につきましては、新規の方8件、継続の方21件で、合計は29件ということになってございます。

金額は640万8,000円でございます。28年度末の基金残高は1,383万9,705円の見込みとなっているところでございます。

何年か前に比べると、若干申請者の数は減ってきているようでございますけれども、大きく減っているというような状況ではございませんでして、今後もこういった傾向が続くのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○ 1 1 番（木本眞次）

了解。

○議長（山本明生）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第 1 0 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 2 号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 1 報告第 1 1 号

○議長（山本明生）

日程第 1 1 報告第 1 1 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第 11 号、平成 28 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 12 報告第 12 号

○議長（山本明生）

日程第 12 報告第 12 号、平成 28 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 4 号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第 12 号、平成 28 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 4 号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 13 報告第 13 号

○議長（山本明生）

日程第 13 報告第 13 号、平成 29 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5 番、九鬼君。

○5 番（九鬼裕見子）

専決第 12 号、平成 29 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）に対する反対討論を行います。

平成 28 年度、3 億 4,595 万 3,000 円の繰上充用で対応しています。今年度は少し減って、3 億 7 万 5,000 円が繰上充用金になっています。以前から特別会計宅地造成事業が 3 億円余り繰上充用で対応となっております。繰上充用での宅地造成会計には、私は反対です。

これで反対討論を終わります。

○議長（山本明生）

賛成討論の発言を許します。

8 番、奥田君。

○8 番（奥田 誠）

専決第 12 号、平成 29 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）の賛成討論をいたします。

この特別会計の宅地造成事業、以前はいろいろあって 4 億円以上の赤字も出しており

ましたが、町当局のいろんな計画の中で長期的に実行してきて少しずつでも赤字が減少しているということで、つきまして私は賛成をいたします。

○議長（山本明生）

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これをもって討論を終了します。

これより報告第13号、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 報告第14号

○議長（山本明生）

日程第14 報告第14号、平成29年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第１４号、平成２９年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第１号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１５ 報告第１５号

○議長（山本明生）

日程第１５ 報告第１５号、平成２９年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第１号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第１５号、平成２９年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第１号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１６ 議案第３６号

○議長（山本明生）

日程第１６ 議案第３６号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３６号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１７ 議案第３７号

○議長（山本明生）

日程第１７ 議案第３７号、上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第37号、上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第38号

○議長（山本明生）

日程第18 議案第38号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、奥田君。

○8番（奥田 誠）

条例の関係のスポーツサロンの関係で、1回1,290円となっております。その時間帯が、1回使用するのに3時間という形で、この場合、教育委員会のほうに、使用させてもらう前日までに予約等が必要なのか。それとか、逆に、直接スポーツサロンへ行って、受け付けをその日にして使用させてもらえるのか、その辺を聞かせてください。

○議長（山本明生）

生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

奥田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

一応スポーツサロンもトレーニングジム的一种でありますので、一般的なジムと同じくで、今、教育委員会で受け付け事務とかスポーツセンター全体のことをやっている職員たちがおりますが、9月1日に一応オープンということになりましたときには、職員がみんなスポーツサロンへ上がりますので、そちらで当日の受け付けを行わせていただくということになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本明生）

ほかに質疑ありませんか。

11番、木本君。

○11番（木本眞次）

関連ですけれども、例えば、5日だったら5日に、定員が何人かわかりませんが、オーバーするときには、どのような措置をとるのですか。

○議長（山本明生）

生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

木本議員さんのご質問にお答え申し上げます。

一応、1台の機械について1時間とか2時間とか使われる方もいらっしゃると思うんですが、ダンベルとかバーベルとか、そういったものにつきましては、いろんな空きスペースもございますので、そういったところで交代していただきながら使っていただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本明生）

6番、大石君。

○6番（大石哲雄）

同じ関連で申しわけないのですが、1回1,290円ということになっているんですが、3時間、この料金設定の根拠、どのように検討されたかということと、それから時間、3時間、それから、もう一点、会員制にして会員費を取るというようなことがあったと思うのですが、それとの関連はないのですか。その辺のことをお聞きします。

○議長（山本明生）

教育委員会生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

大石議員さんのご質問にお答え申し上げます。

1回1,290円につきましては、これは1,200円に対して消費税を含めて1,296円と。その6円については切り捨てるということで1,290円となっているのでございます。

また、1,200円の決め方につきましては、一応年間の予算的に見ますと2,500万円ぐらいが人件費と、いろんなランニングコストということで必要になってくるものでございまして、こうしたものを利用人数で若干割り戻しますと、一番低い金額で、近隣の市町村ですと600円というものがございまして、この場合には、年間の毎日1

00人以上のご利用がないと成り立たないというものでございますので、こういったものについて種々金額を検討してまいりましたところ、少なくとも毎日のご利用の方が40名から50名ぐらいあれば、一応人件費について支弁していけるのかなと考えられる金額が1,200円というものになったものでございます。

あと、会員制の金額につきましては、これは一応割引の制度ということで考えてございまして、月額8,000円から始まってということでございまして、週に1回程度使っていただく方であれば、その都度現金で支払っていただくのがいいのかなと思われるものでございまして、週2回程度使っていただく方につきましては、会員になっていただいて8,000円という割引を利用していただくことがよろしいかなと考えているところでございます。

また、この会員の金額につきましては、割引の制度ということでございまして、規則のほうで改めて決めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

6番、大石君。

○6番（大石哲雄）

これは、計算の1,200円の根拠、使用人数予定から基本として割り出したということですが、使用人数を、そうしますと、どのような関係で人数として割り出してくるのかということがわからないのですが、そこら辺はどうですか。

○議長（山本明生）

生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

利用人数につきましては、あくまで想定でございまして、機械の利用率とかもあわせて考えると、大体3割ぐらいになるのかなというようなことで、年間を通じて平均すると、そういった数字になるのかなというようなことで考えているところでございます。そこで出してきた人数が大体40名から50名というのが平均として、頑張って手に入る数字かなと考えているところでございます。

あと、先ほどご質問にありました3時間ということについてですが、近隣の市町村の金額に対しまして、600円というところがございまして申し上げた次第ですが、その利用時間については、2時間までとされているところでございまして、そこと比べて余りにも倍というのが高いという印象を与える可能性もございまして、3時間までということで延ばさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

よろしいですか。

6 番、大石君。

○6 番（大石哲雄）

その使用人数によっては当然料金も違ってくると思うのですが、私設のサロンだったら、いつでも使用料金は簡単に変更できると思うんです。公共的に町が経営することになってきたら、1 回徴収したら、1 カ月やってみて2 カ月目に変えるとか3 カ月目に変えるということは、なかなかできないと思うのですが、前に利用した人の金額の使用のあれがありますから。そこら辺の想定人数は厳しくして、しっかり予定人数にしてもらわないといけないと思うのですが、その覚悟はどうですか。

○議長（山本明生）

教育委員会生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

以前に若干、全員協議会のときか何かに申し上げたと思うのですが、収支の計算の上では、月額8,000 円の方よりも6,000 円の方、多くなるのかなと考えているところでございまして、そうした方々が少なくとも300 名ぐらい来ていただけるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第38号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 19 議案第 39 号

○議長（山本明生）

日程第 19 議案第 39 号、上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 39 号、上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 20 議案第 40 号

○議長（山本明生）

日程第 20 議案第 40 号、平成 29 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

それでは、ページごとにいきます。

歳出 12 ページより、12、13 ありませんか。

5 番、九鬼君。

○5 番（九鬼裕見子）

6 款、商工費のところですが、一応観光ツアーとか生馬公民館芦山分館などの計画がありますが、これは地方創生事業でされるのか、もし地方創生事業としてされるとしても、いつぐらいからこのことを考えられたのか説明してください。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

5 番、九鬼議員さんの質問にお答えいたします。

まず初めに、今回の商工総務費の補正には 2 つの新しい地方創生の事業があります。まずその内容を簡単にご説明申し上げます。

1 つ目は、熱中小学校事業という事業であります。これは、地産外商の取り組みで、地域でつくった農作物や特産品、商品を E C サイト、いわゆるインターネット販売を通じて県外に販路を広げ、地域にお金が落ちる、そういったシステムをつくり出す、そういった事業であります。

そのためには、商品の開発を初め、魅力ある特産品をつくり出す必要があります。また、その商品を県外に販路を広げ売り出していくための E C サイトのノウハウ、いわゆる知識も必要となってきます。今回熱中小学校事業を実施し、講座を開催し、そのための人材育成に取り組みます。また、この講座を生馬の芦山分館で開催するため、芦山分館の改修も今回あわせて行います。本年度事業としましては、秋と冬に 1 回、プレスクールを開校する予定で、本格的な開校は平成 30 年度からということになっております。

現在、この熱中小学校事業は、全国で 10 カ所の自治体で開催されており、この事業は、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 カ年事業であり、事業費 1,110 万円、うち 50% の交付金ということで運用していく。これが 1 つ目の事業であります。

もう一つは、県外から地域に人の流れをつくる、そういうことによってお金を地域に落としていただき、そのお金を地域で循環させる、そういったシステムづくりであります。

スポーツ観光を含め、総合的な観光事業がこれに当たってきます。これがもう一つの事業、観光ツアー企画であり、まずは組織の立ち上げと、そのための人材育成に取り組みます。これは、先駆的事业として位置づけられており、全国で 5 カ所だけが採択されております。

この観光ツアー企画は、平成２９年度から平成３３年度までの５カ年事業であり、事業費１，５１１万円、うち３分の２の交付金がついています。本年度におきましては、先日、設立準備会を立ち上げましたが、この１０月設立を目指して現在取り組んでいるところであります。

このほうにつきましても、平成３３年度まで交付金がありますが、平成３４年度からは完全自立して、自分たちで運営できる、地域にそういったお金を落として、地域が元気になっていただける、そういったシステムづくりをこの２つの事業で取り組みたいというふうに思っております。

いつぐらいからこういった事業をとということですが、当初予算のときは、まだこういった事業は展開を考えていませんでした。ただ、まだこれはあくまでビジョンですけども、目指すべきところですが、体育施設の指定管理を民間の法人が指定管理で受託して、それを旅行取扱業務を持った法人が受託して、ワンストップ窓口、いわゆる今で言えば、スポーツ施設は、スポーツ施設の予約をするよ、宿泊の予約をするよ、弁当の予約をするよ、というように何度も電話しなければならない、それを、こういった法人をつくることによって一つの電話で全てがクリアできる、そういったのを目指したいというのがあります。

もう一点は、職員の異動です。教育委員会でそういった担当の職員がいるわけですが、異動によって、今までの人のつながりとか、そういったノウハウが切れてしまうおそれがあります。そういった意味でも、やっぱりそういった職員ではなくて、民間の法人が、専門的な知識を持った人が今後取り組んでいく。そういくべきかなということで、１月、２月ごろにそういった計画を徐々に立てながら、内閣府とも相談しながらこの事業を計画してきました。

以上です。

○議長（山本明生）

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

この事業がいつも、この間から、スポーツサロンもそうですけれども、今、地方創生で交付金がおりてきます。それでも、三十何年にはもう打ち切りで、５年間の交付金でしていくということなのですが、その後、維持管理とかということもあると思うのですが、その見通しを立てた中での計画なのですか。

○議長（山本明生）

総務政策課、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

九鬼議員の質問にお答えいたします。

明確なビジョンで、100%それが成功するという保障はありません。ただ、やっぱり今後そういったものにチャレンジしながら取り組んでいくべきかなというふうに思っています。そういう意味で、チャレンジしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本明生）

九鬼さん、よろしいですか。今の答弁でよろしいですか。

○5番（九鬼裕見子）

質疑はもうそれで終わり。

○議長（山本明生）

6番、大石君。

○6番（大石哲雄）

申しわけないですけれども、所属する委員会が違うので、向こうの総務教育では説明あったんでしょうけれども、観光ツアーという、そこを具体的にちょっと説明をお願いして、どのようなことか、全然わかりませんので、観光ツアーというようなことを。

それから、法人設立というのは、第三セクターみたいなことをするのですか、それもどういうことか、もう一回すみませんけれども、具体的にちょっと説明をお願いしたい。ちょっとわかりにくいので、よろしく。

それから、もう一点、すみません。

地方創生の使い道のことだと思うのですが、需用費の消耗品費560万とあるのですけれども、これは、使い道が決まっていなくて一旦ここへ入れているのか、それとも額面どおりに消耗品として使うのかどうか。その点だけお願いします。

○議長（山本明生）

総務政策課、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

6番、大石議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、観光ツアー、旅行会社みたいな名前ですけれども、今目指している法人というのは、3種の旅行取扱業務を持った一般社団法人を目指しています。

先ほどお話ししましたように、これはあくまでビジョンです。まだ決まり切ったことではないですが、この10月に設立をしまして、できれば来年の4月に体育施設の指定管理を目指して取り組んでいきたいと考えております。

先ほど言いましたワンストップ窓口、これをぜひ確立して、この手数料で、九鬼議員からもさっきお話がありましたように、やっぱり平成34年度から完全自立を目指す。

そのために、やっぱり黒字化をしなければならないということで、そうした旅行業を取って手数料を収益の一つにしながら実施していきたい。

スポーツだけではなくて、今、観光コンシエルジュの方も、上富田町内で世界遺産に追加登録された3王子めぐりとかひょうたん山とか、いろんな体験事業を計画してくれています。ただ、これはまだモニターツアーとか計画の段階ですので、実際にお金が落ちる仕組み、その後のつながりというのができていないです。やっぱり、今後持続してそういった事業を展開していく中においては、こうした旅行業務を持った団体を立ち上げて、やっぱり皆さんに、少しなりでもお金が落ちる、そうしたシステムをつくっていく必要があるかなというように思っています。

2番の法人の設立は、今言いましたように、一般社団法人を目指しています。

3番の需用費の550万円につきましては、そういった人材育成のためのワークショップのための消耗品とか設立準備用の費用、そのための消耗品、あとは、いろんな実際の市場のアンケート調査、そういったのもする予定にしています。そういった取り組みの消耗品、そういった内容で考えています。

いずれにしましても、これはまだ流動的な部分もありますので、またそこら辺はその都度説明させていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（山本明生）

よろしいですか。

6番、大石君。

○6番（大石哲雄）

観光ツアーの企画の委託先もまだ決まっていないし、法人設立のめどは1月か2月かと言いましたけれども、例えば、今までSeaCaに委託してあったような格好で委託するので、それをする一般社団法人みたいなものを立ち上げたい、こういうような格好になるのですか。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

SeaCaの場合は、地域のスポーツ振興というのが、そもそもの目的なのですが、今回の法人は、観光旅行業務を取って、地域にお金が落ちる、そういったシステムをつくっていかうというのが本来の目的です。

○議長（山本明生）

よろしいですか。

11番、木本君。

○11番（木本眞次）

13ページの14の使用料及び賃借料ですけれども、子育てワンストップサービス使用料は、どういう機械ですか。機械か何かわからへんけれども。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、十河君。

○住民生活課企画員（十河貴子）

11番、木本議員のご質問にお答えいたします。

子育てワンストップサービスとは、妊娠、出産、育児等に係る子育ての負担軽減を図ることを目的に、平成29年7月から運用を試行いたします。

内容につきましては、地方公共団体が登録したサービスについて、マイナンバーカードを保有する利用者が利用したいサービスを検索し、電子申請、お知らせ等の閲覧を行うとしています。

ワンストップサービスの対象となっておりますのが児童手当、保育、母子保健、ひとり親支援関連の申請となっております。

上富田町では、本年7月の運用試行にあわせて、サービスを提供できる環境の整備をする予定でございます。サービスの対象4つのうち、保育、母子保健、ひとり親支援の3つの申請の際には、面接や聞き取りの必要がありますので、現行の申請方法では電子申請にはなじまないと考えております。

近隣市町の状況を確認いたしますと、児童手当については今年度サービスを開始することですので、本町でも児童手当の一部手続について開始したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本明生）

11番、木本君。

○11番（木本眞次）

申請したら、町当局のほうでやっていただけると理解しておいたらよろしいですか。ひとり子育てするのに、サービスを利用したいとなったとき、そういう機械を各自持っていないでしょう。だから、役場へ来て申請したら、町のほうでやっていただけると理解しておいたらよろしいのですか。

○議長（山本明生）

住民生活課企画員、十河君。

○住民生活課企画員（十河貴子）

ただいまのご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを使って、使用者がご所有のパソコンを使って申請されるということになります。データが飛びまして、そのデータを活用して、こちらが申請を受け付けするということでございます。

○議長（山本明生）

11番、木本君。

○11番（木本眞次）

パソコンのない方は、どういうふうな……。申請したいけれども、パソコンがなかったらどうすればいいのかなと思って。

○議長（山本明生）

住民生活課、十河君。

○住民生活課企画員（十河貴子）

パソコンと、一応スマートフォンからでもできるようになるのですが、お持ちでなかったらできないということになります。

○11番（木本眞次）

そのように言ってもらったらすぐわかる。

○議長（山本明生）

よろしいですか。

○11番（木本眞次）

了解。

○議長（山本明生）

そうしたら、14、15。

6番、大石君。

○6番（大石哲雄）

観光にこだわっているのですが、くちくまの観光塾の具体的な事業内容、すみませんけれどもお願いします。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

6番、大石議員の質問にお答えいたします。

先ほども申しましたが、熱中小学校事業という事業でありまして、全国で9カ所の自治体で同じようなこういった事業をしております。東京に東京本部というのがありまして、それを合わせて10カ所でやるのですが、1つは、やっぱりそういった起業家を目指す人、新商品を開発したいと思う人、ECサイトで自分たちがつくったものを外に売

っていききたいと、そういった志のある人の人材育成をしようということで、全国的に著名な講師先生を芦山分館もしくは文化会館とか上富田へ呼んで、そういった人たちの人材育成に取り組む。まずそれが1点です。

その人材育成に取り組む中で、そういった新商品ができた場合に、それを先ほど言ったECサイト、それでやっぱり町内だけでは消費できませんので、東京とか大阪とか県外に売って、県外からお金をいただいてこようとか、そういう取り組みにチャレンジする、そういった事業であります。

これも先ほどお話ししましたが、本年度は2回、秋と冬に試験的にプレスクールということで開校します。それぞれ約100名を全国から募集しようかなというふうに思っています。商工会と連携しながら、この事業を実施したいと思っています。本格的には平成30年度から、前期後期に分けて、それぞれ5回から6回ずつこういった授業を開校しようというふうに思っております。

これについても、交付金がいつまでも続くわけではありません。交付金が終わった後の自立を考えていかなければなりませんので、そういった商品ができたら、あくまで希望というか、ビジョンですけれども、できたらそういった手数料を熱中学校教育事業に回すとか、商工会と連携しながら、町と一緒に補助金を出して回していくとか、いろんな形で、とにかくそういった人材育成、商品の開発に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本明生）

よろしいですか。

○6番（大石哲雄）

はい。

○議長（山本明生）

そしたら、16、17。

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

17ページの19節、コミュニティ助成事業補助金ですけれども、今年度は何に使用しようという目的で申請されておられますか。

○議長（山本明生）

生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

松井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

今年度のコミュニティ助成事業補助金につきましては、大坊第2町内会のおみこしの修繕に使わせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（山本明生）

それでは、歳入全体でお願いします。

8 ページ。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5 番、九鬼君。

○5 番（九鬼裕見子）

平成29年度上富田町一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

先ほどから質疑で質問させていただきましたが、地方創生での補助金があるからとの事業の進め方ですが、今、公共施設管理の見直しが今年度からされていると思います。こういったことも含めて、今後維持管理がどうなっていくのか、そういうことも見通しのある事業なのかと私は疑問に思います。一応チャレンジされるということなんですが、後々には維持管理を自分たちで自立していかなければならない事業ですので、私は、こういったことを認めることはできませんので、一般会計の補正予算には反対します。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

平成29年度上富田町一般会計補正予算（第1号）に、私は賛成をいたします。

先ほどからお話も聞いて、事前にも聞いているのですけれども、その中で、例えば一つ例を挙げれば、芦山分館の熱中小学校というお話を伺いました。ご存じのように、芦山分館というのは、かつての小学校の分校ですけれども、放っておけば、こういうものも使われることなく朽ちていくわけです。この地域は——上富田は人口がふえています

けれども——過疎とまでは言いませんけれども、人口も減ってきた。その中で、当然地域の方々も自助努力でいろいろお商売したり、あるいはものをつくって売ったり、あるいはデザイナーさんがおったりと、いろいろ努力をされておるわけです。その中に、こういった地方創生の資金を投入して活性化させよう。物すごく夢のある計画であると思いますし、これがひいては人口増加につながるように思いますので、私は賛成をいたします。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

次に、賛成討論の発言を許します。

11番、木本君。

○11番（木本眞次）

議案第40号、平成29年度上富田町一般会計補正予算（第1号）に賛成いたします。

趣旨は、今、議員から言われたことと、同じですけれども、私は、13ページに、いろいろと平尾企画員からご説明がございました。こういうことをやっぱり、いろいろと町を挙げてやってみないとわからないと思います。

そしてまた、ことわざにあるんです。忘れた。いろいろ何かをするときには、いろいろと夢を持ってし、そしてまた、手段を、できない人は言いわけをもってするというようなことがあるんです。私は、やっぱり取り組むことに一番、夢を持ってするということについては賛成できると思うので、賛成をいたします。

以上です。

○議長（山本明生）

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これをもって討論を終了します。

これより議案第40号、平成29年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

午前１０時５０分まで休憩します。

休憩 午前１０時３６分

再開 午前１０時４９分

○議長（山本明生）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第２１ 議案第４１号

○議長（山本明生）

日程第２１ 議案第４１号、町道路線の認定についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４１号、町道路線の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第２２ 議案第４２号

○議長（山本明生）

日程第２２ 議案第４２号、上富田町教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

議案第４２号を説明します。

上富田町教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を、上富田町教育委員会委員に任命したいから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めます。

氏名は、岩橋幸大氏。

住所は、上富田町岩田３７５番地。

生年月日は、昭和２４年１月３１日です。

平成２９年６月１４日提出でございます。

岩橋幸大氏につきましては、教育委員として平成９年７月１０日に就任していただきまして、５期２０年にわたり務めていただいております。この間、教育委員長を３年、現在、教育長職務代理者を２年務めています。任期満了が本年７月９日となりますが、適任者であり、引き続き上富田町の教育行政に取り組んでいただきたいと思いますので、議会の同意をよろしくお願いします。

○議長（山本明生）

説明が終わりました。

議案第４２号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第42号、上富田町教育委員会委員の任命についての同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、上富田町教育委員会委員の任命について同意を求める件については、これに同意することに決しました。

△日程第23 意見書第1号

○議長（山本明生）

日程第23 意見書第1号、日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書（案）の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

意見書第1号。

平成29年6月14日。

上富田町議会議長山本明生殿。

提出者、上富田町議会議員九鬼裕見子。

賛成者、上富田町議会議員畑山豊、賛成者、同じく大石哲雄。

日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

○議長（山本明生）

提案理由の説明を求めます。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

提出の説明をします。

日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書（案）。

昨年１２月、第７１回国連総会の全体会合で、核兵器禁止条約について交渉する国連の会議を２０１７年に招集することを決定する決議が多数で採択されました。

交渉会議は今年３月に第１会期が開かれ、続いて６月・７月に第２会期が開かれます。これは歴史的な動きです。

核兵器禁止条約の交渉が開始されれば、最も残虐な兵器である核兵器を禁止し廃絶する道が開かれます。

ところが日本政府は、この会議に参加していません。

日本政府は、世界で唯一国民が被爆の体験を持つ国の政府として、ニューヨークの国連本部で開催される交渉会議に参加し、核兵器禁止・廃絶を提起し、そのための条約実現にむけて世界のリーダーシップをとるよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２９年６月１４日 上富田町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。

補足説明を少しさせていただきます。

第２会期は、６月１５日から７月７日まで開催されます。核兵器禁止条約草案が国連会議のエレン・ホワイト議長によって、５月２２日に草案が公表されました。

エレン・ホワイト議長は、コスタリカの方です。エレン・ホワイトさんは、４月、長崎を訪問しましたが、早い草案の公表に広島、長崎の両市長が歓迎しています。後世の人々が生き地獄を体験しないよう、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいとの被爆者みずからの強い思いで署名が進められています。被爆者が命をかけて訴えている願いに、ホワイト議長は応えていて、草案には再び被爆者をつくるなという思いが込められています。その前文は、核兵器の使用がもたらす人道上の破滅的な結果を強調しつつ、核兵器使用の被爆者及び核実験被害者の苦難に留意すると述べ、核兵器廃絶への市民的良心の役割にも触れて、草の根の運動や被爆者の取り組みを高く評価するものとなっています。最終的な目標は、２０２０年までに世界で数億人の署名を集めるとしています。

核保有国の参加を追求しつつ、仮に最初は核保有国の参加が得られなかったとしても、賛成する諸国の政府によって、核兵器禁止条約、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定を早期に締結すること。核兵器禁止条約は、核兵器全面廃絶につながるものであるとしています。核兵器禁止の交渉が開始されれば、生物毒素兵器や化学兵器など大量破壊

兵器が法的拘束力を持つ協定によって禁止されたように、最も残虐な兵器である核兵器を禁止し、廃絶する道を開きます。

世論調査で、日本政府は核兵器禁止条約の交渉に参加すべきが7割を超えています。皆さんの中には、北朝鮮の核開発を指摘される方もおられますが、核開発の競争では、本当の平和が訪れるでしょうか。北朝鮮の核開発をとめるためにも、核兵器禁止条約で縛っていくことが大切だと思います。

私たちは戦後生まれです。しかし、広島、長崎の悲惨さを知り、被爆者の苦難を想像することはできます。そして、被爆者の心からの叫びに寄り添うことができます。上富田町は、核兵器廃絶を掲げる町です。私は、被爆者の方々に成りかわって、皆さんに訴えるものです。

主義主張は横に置いて、被爆国日本として日本政府が国連会議に参加し、核兵器廃絶に向けてリーダーシップをとるよう求める意見書に対して、皆さんの心ある判断をお願いして、補足説明といたします。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書ですけれども、この核兵器というのは、日本人であればどなたも、核兵器をつくることとか、こういう核開発に賛成する人間は誰もいないと思うんです。ただ、この中で、ちょっと議員にお伺いしたいのは、どのあたりが真剣でないのかということ。どういった理由で日本政府は、これに不参加なのかというのをどのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（山本明生）

5 番、九鬼君。

○5 番（九鬼裕見子）

松井議員の質問にお答えいたします。

前回、3月の第1会期のときに、日本政府は参加しませんでした。そして、被爆者の方から日本政府の席上に折り鶴が置かれて、あなたがここにいてほしかったというメッセージが届けられています。本当は3月に参加されると思っていましたが、参加されませんでした。そのことに対して、やはり被爆国日本として参加を求める意見書です。

(「何て。意味がわからん」の声あり)

○5番(九鬼裕見子)

それは、日本政府は、アメリカの核の傘になっているというか、今本当に日本がアメリカの基地とかがいっぱいある中で、沖縄にも核が保有されていると言われていています。だから、日本は日本として、やはり独自に考えていくことが大事なのですが、やはりトランプ政権が誕生したことで、やはりアメリカの動向を見ての行動であると思います。

○議長(山本明生)

ほかに質疑ありませんか。

12番、吉田盛彦君。

○12番(吉田盛彦)

もう一回聞きますけれども、真剣という字は、どういうふうに理解したらいいかわからん。不真面目にやっていて、じゃ、日本政府はずっと不真面目にやっていたということをお願いなのか、真剣という言葉はどこら辺から出てきたということが、もう一つ今の答弁ではわかりにくいんですね。だから、その辺を一回わかりやすく、真剣という表現の、漢字の説明をしていただきたい。

○議長(山本明生)

5番、九鬼君。

○5番(九鬼裕見子)

吉田議員の質問にお答えします。

真剣という言葉についてと言われるのですが、それでは真剣の反対は不誠実と言われるのですが、不誠実ということは、私は言っておりません。やはり被爆国日本として、政府が身をもって、自分のこととして、被爆者に成りかわって国連に参加するというのが私はとても大事だと思います。

岸田文雄外相がNPT再検討会議の準備委員会で、核兵器の非人道性の議論を推進している市民社会の努力をたたえたいというふうに、その言葉を述べているんです。だから、その言葉に誠実であるならば、核兵器の残虐性を身をもって知っている被爆国として、これまでの態度をやはり改めて国連会議に参加して、禁止条約の実現に尽力することこそ私は必要だと思います。

決して私は不誠実という言葉は使っておりません。被爆者のそういう思いにかわって、やはり日本政府はちゃんと応えるべきであるというふうに私は考えています。

○議長(山本明生)

ほかに質疑ありませんか。

12番、吉田君。

○ 1 2 番（吉田盛彦）

そうすると、今までの日本政府は、そういったことに対して全く真剣に取り組んでいなかったという姿勢に対しての反対というように理解しておいたらいいいんですか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

5 番、九鬼君。

○ 5 番（九鬼裕見子）

吉田議員の質問にお答えします。

決して、今まで不誠実とかそういうことではありません。今回の 3 月の国連会議に参加しなかったことに対して、やはり被爆国日本として協議に参加することを求めている意見書です。

○議長（山本明生）

1 1 番、木本君。

○ 1 1 番（木本眞次）

この意見書、大変いい意見書だと思いますが、先ほどから議論されている中で、真剣という言葉を取り除いてしてもいいのではないかなと思うのですが、私は、そうしたらもう賛成させていただきます。

以上です。

○議長（山本明生）

答弁願います。

○ 5 番（九鬼裕見子）

答弁って、そんなことできません、今。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

1 1 番、木本君。

○ 1 1 番（木本眞次）

日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書（案）に反対します。

反対の理由というのは、この真剣という言葉が入っているから反対ということなんですけれども、総論は賛成です。けれども、この言葉を消していただいたら、私は賛成させていただきますけれども。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6 番、大石君。

○6 番（大石哲雄）

この意見書に賛成をいたします。

真剣という言葉にえらくこだわっておられるようですけれども、最初にこの会議が開かれる前、日本政府は外務大臣を筆頭に、この条約に賛成するような方向でありました。ところが、アメリカの横やりが入って、腰砕けになって、その当時の会議を欠席し、そして、その上に折り鶴を置かれたというような結果があるんです。ですから、そういうような意味で、もっと真剣に腰を入れてこの会議に参加せいと、こういうような意味で、私もこのことに真剣の言葉を入れることに賛成をいたしました。

内容は、今言ったように、真剣という言葉に左右されることなく、核兵器の禁止そのものに対しての意見書でありますから、そこを真剣に考えてご判断をいただきたいと、こういうことでございます。

○議長（山本明生）

次に、反対討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

次に、賛成討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これをもって討論を終了します。

これより意見書第 1 号、日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

△日程第 2 4 議員派遣の件について

○議長（山本明生）

日程第 2 4 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案については派遣することに決しました。

△日程第25 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（山本明生）

日程第25 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

申し出を事務局長に朗読させます。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申し出があります。

内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会吉田盛彦委員長より27項目、産業民生常任委員会畑山豊委員長より25項目、学校給食対策特別委員会沖田公子委員長より1項目、議会広報特別委員会榎木正行委員長より1項目、議会運営委員会木本眞次委員長より3項目、以上となっております。

2としまして、目的については、所管事務調査。

3. 方法及び期間は、委員会審査、期間は次期定例会までとなっております。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は、後日提出いたします。

以上です。

○議長（山本明生）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、学校給食対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

平成29年第2回町議会定例会を閉会するに当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。

定例会に上程した22議案、全てご承認いただき、まことにありがとうございます。

開会時に説明しましたように、平成28年度の決算につきましては、学校給食センターを平成28年度より平成29年度に繰り越したことで、よい決算が打てましたが、平成29年度は、学校給食センター事業費の支払いが多額なことなどから、非常に財政的には厳しくなります。今後とも、より一層の財政運営につきまして議員各位のご協力をお願いします。

また、来週のことになりますが、昨年度も車を寄附していただいた方より、本年も車の寄附を受けることになっています。この場をおかりしましてお礼を申し上げたいと思っています。

次に、第3回定例会までには、7月1日には平成29年度の第2次人事異動を行いますし、夏休み期間中になりますが、福島県の児童との出会いふれあい体験や、8月末には富田川友遊フェスティバルを行いますので、これらの事業についても協力をお願いします。

次に、追加的な説明になりますが、マスコットキャラクターひょうたんせんぱいを発表してからは、多くの方々より、かわいいという評価をいただきましたし、グッズの製作も検討しています。その中で、これですけれども、市ノ瀬の澄編み物教室の皆さん方がこういうものをつくってくれています。議員さんにもつけていただきたいということで、手づくりでございますけれども、議員さん一人一人にお渡しすることになっていきますので、できたらつけていただきたい。

ただ、これはピンの種類によって物すごくお金が違うらしいです。そういうことで、同じピンを使っていないとか、手づくりでありますので若干異なることがありますけれども、今後こういうグッズをつくるということにいろんな会社が協力をしてきているような状況でございますので、今後、皆さん方からもよいアイデアを出して、先ほど平

尾企画員が言いましたように、観光に対するお金が落ちる政策について、アイデアをいただけるようお願いしまして、簡単ではございますけれども、閉会に当たりましての敬礼の挨拶とします。

ありがとうございました。

△閉 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成29年第2回上富田町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

閉会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 山本 明生

議事録署名議員 大石 哲雄

議事録署名議員 畑山 豊